

事務連絡  
令和4年3月14日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

国土交通省住宅局建築指導課

### 建築工事届及び建築物除却届の様式の変更について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築工事届及び建築物除却届の様式の変更については、既に令和3年6月に各特定行政庁に対して建築主等への周知を別添1のとおり依頼しているところですが、「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号)が令和3年3月31日に公布され、令和4年4月1日より施行される予定です。

本省令の施行日以降の建築工事届及び建築物除却届の提出については、変更後の様式(別添2)が適用されることとなりますので、ご注意ください。

また、建築主等への周知として、建築工事届及び建築物除却届の様式の変更や届出方法についてのリーフレットを別添3のとおり作成しました。

つきましては、これらの改正趣旨をご理解いただくとともに、本リーフレットも適宜ご活用いただきつつ、様式の変更に係る周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課